

訴 状

令和6年6月5日

大阪地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 津 金 貴 康

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 1000万0000円

貼用印紙額 訴訟救助申立のため貼用せず

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は原告に対し、金1000万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 原告が逆流性食道炎に罹患していること、及びその症状の経過

原告は令和3年7月に逮捕され、令和3年12月から現在まで大阪拘置所にて勾留されている。

原告は平成18年8月21日より胃痛が認められ、平成23年7月に逆流性食道炎と診断されている（甲1号証、甲2号証）。逆流性食道炎とは、胃の内容物（主に胃酸）が食道に逆流することにより、食道に炎症を起こす病気である。この病気は成人の10～20%がかかっていると推定されている。治療としては、内服薬による治療と生活習慣の改善が必要となる。内服薬としては、胃酸を抑える薬（主にプロトンポンプ阻害薬（PPI））を投与し、効果が不十分な場合には、胃の運動を改善する薬や、酸を中和する制酸薬（水剤）を併用することがある（甲3号証）。

原告は、平成18年7月から平成30年9月までは、一時B刑務所に移送されていた時期を除き、A刑務所に在監していた。この間、原告に対しては通常の食事が支給されていた（甲2号証）。原告は、逆流性食道炎の急性期を来したことが数回あり、その際に1週間から10日間程度粥食を支給されたことはあったが、この時にも主菜及び副菜は通常食と同様のものが給与されていた。特にPPIを常時使用するようになってからは、急性期症状を引き起こす

こともなく、通常の食事でも健康上の問題は何ら生じていなかった。加えて原告は、A 刑務所の医師からの指導を受け、PPI の服用を 2 日に 1 回に減らすなどしていたが、それでも健康上の大きな問題は生じていなかった（甲 2 号証）。

また、原告に対しては、B 刑務所在監中も通常の食事が支給されていた（甲 4 号証）。

原告は、平成 30 年 9 月 15 日に A 刑務所を出所し、社会内で生活していたが、この間もラーメンやカレーライスや唐揚げ等通常の食事を摂取することができていた。医師からも、下痢を起こした際に脂質が多い食事や繊維質が多い食事を避けるように指導されたことはあったが、それ以外に、例えば下痢がないときから揚げ物を控えるようにとか、肉類を控えるようにとか、粥食を食べるようにといった指示をされたことはなかった。また、医師からは、PPI を減らすように指導され、原告も医師の指導に従って PPI の服用を 2 日に 1 回程度に減薬していたが、それでも逆流性食道炎の症状が悪化することはなかった（甲 5 号証）。

原告は、令和 3 年 7 月に逮捕され、その頃より大阪府都島警察署に在監していたが、この間も通常の食事が支給されていた。原告は、都島警察署に在監中、カツ丼や天井の出前を度々としたこともあったが、食事後不調になったことはなかった。

第 2 事実経過（大阪拘置所において原告に対し軟菜食が支給され続けていること、及び原告は外部での診察・治療を拒否され続けていること）

原告は令和 3 年 12 月に大阪拘置所に移送され、現在まで大阪拘置所に勾留されている。

原告が大阪拘置所に移送された初日、大阪拘置所職員から原告に対し、「PPI を支給するのであれば軟菜食を支給せざるをえない。軟菜食を拒否する

のであれば、PPIを支給できない。」との説明があった。

原告が大阪拘置所職員に対し、軟菜食とは何かを問うたところ、「ご飯が粥になる。」との返答を受けた。原告は、大阪拘置所に移送されるまでは米を食べても不調はなかったし、主食が粥になることを耐え難く思ったので、大阪拘置所職員に対し、「大阪拘置所に勾留される前までは、PPIを服用した上で通常の食事を食べることができていたから、軟菜食はやめてほしい」旨を伝えた。しかし、大阪拘置所職員は原告に対し「軟菜食を食べないならPPIを支給できない。」と伝えるだけだった。逆流性食道炎の治療にはPPIは必須であったことから、原告は仕方なく通常の食事ではなく軟菜食を支給されることに同意した（甲6号証）。

しかしながら、軟菜食は、原告が事前に職員から受けた説明とは異なり、主食が粥食に変更されるのみならず、副菜も軟菜食者用に調理された、極めて画一的な献立内容であった。すなわち、軟菜食の特徴は、①三食の朝食は、通常食であればパンと日替わりのジャムであるのに対し、軟菜食は粥にチューブの鯛味噌が添付され、また飲み物は通常食のカフェオレやミルクコーヒー等の食材を半分にしたものであり、②昼食と夕食は、主食は粥となり、肉類については、豚肉は大豆たんぱくに置き換えられ、また揚げ物が豆腐ハンバーグ等の大豆製品に置き換えられるなどし、また汁物は調味料が通常食の半分となるというものであった（甲7号証、甲8号証）。このように、軟菜食は、主食が粥食になるというだけでも食欲は減退するものであるが、それだけでなく、肉類や揚げ物が食べられないことや、減塩措置が必要のない原告に対して不必要な減塩を行っていること等の問題があり、一切食欲が湧くものではなかった。

原告は食事を食べることができない日が続いた。原告は大阪拘置所職員に対し、軟菜食を食べたくない旨を何度も述べたが（例えば、令和4年3月16日（甲6号証））、大阪拘置所職員は何ら対応しなかった。原告の妻が毎日パンや惣菜や野菜ジュースを差し入れ、また原告自身もパンや惣菜や野菜ジュースを

購入し、原告はそれらのパンを食べて凌いだ。しかし、軟菜食給与者は、自弁や差入が可能な食品も大幅な制限を受けることから、自弁や差入では必要な栄養摂取ができなかった。その結果、原告は非常に痩せ細り、令和4年3月24日には歩くことができなくなり、車椅子でなければ移動困難となった。また、令和4年4月6日には、原告は、飢餓状態のあまり、ケトン代謝も認められるようになった（甲6号証）。

さらに、原告が、令和4年8月8日に、大阪拘置所職員に対し、軟菜食の給与には同意していない旨述べたところ、この日から令和4年9月11日までの1か月間強、大阪拘置所職員は原告に対し、ごく一部の例外を除いて、全く給食を行わなくなった。ところが令和4年9月12日、大阪拘置所職員は、これまでの無給食の対応を一転させ、原告に対し、軟菜食を受け取るように指示した。原告は、大阪拘置所職員の態度の豹変に異変を感じ、同職員に対し、指示であるかどうかを確認したところ、同職員は指示である旨述べた。原告は、指示に従わなかった場合、懲罰を課せられるかもしれないと思い、軟菜食をやむをえず受け取った。しかし、軟菜食は食欲がわくものではないため、原告はやはり十分に食事をとることができなかった。

以上の状況により、原告の体重は、大阪拘置所に移送された時点では57キログラムほどあったのに、令和4年9月には44キログラムまで痩せ細った（甲6号証）。

原告は、令和4年9月以降も、大阪拘置所職員に対し、軟菜食はやめてほしい、通常の食事にしてほしい、と何度も述べ、また書面でも出願した。その後、令和5年12月、令和6年3月にも、原告は通常の食事の支給を求めたが（甲9号証、甲10号証）、現在も軟菜食の強制が続いている。原告は、やむを得ず軟菜食を食べる等したことで、体重が最大50キログラムまで回復したこともあったが、原告の体重は上下し続け、現在は48キログラム前後であり、今も肋骨が浮いた状態となっている。

また、原告は、令和4年8月24日ごろより、大阪拘置所職員に対し、何度も外部の医師による診療を希望した。しかしながら、現在まで外部の医師による診察は実現していない。

第3 軟菜食を強制し続けたことや、食事の不支給は憲法に反すること

1 憲法36条違反、憲法98条2項違反

憲法36条は、公務員による拷問を絶対に禁止している。

国家は条約を遵守する義務を負っているのだから(憲法98条2項)、「拷問」の解釈に当たっては、条約も参照されなければならない。

日本も批准する自由権規約は、「何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない」(9条)こと、そして「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる」(10条1項)ことを保障する。特に、「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない」(7条)ことを定める。

国連被拘禁者処遇最低基準規則(以下「マンデラ・ルールズ」という。)は、「国際連合が適切なものとして承認する被拘禁者処遇の最低条件」として、2016年1月8日の国連総会決議70/175で承認されたものである。国連総会決議はそれ自体としては国家に対する拘束力はないが、「条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意」として当事国が認めたものと理解される場合には、文脈とともに条約解釈に当たって考慮される(条約法条約31条3項(a))。マンデラ・ルールズを採択した国連総会決議70/175では、「市民的及び政治的権利に関する国際規約などの国際文書を含む、1955年以来の、被拘禁者の扱いに関する国際法の漸進的な発展を考慮して」と述べ、当該文書が自由権規約に関連する文書であることを明示している。また、当該国連総会決議は国連全加盟国のコンセンサスで採択されており、自由権規約全当事国が合意した文書となっている。以上のことから、マンデラ・ルールズは、自由権規約を

解釈する際の文脈とともに考慮されると解される。

また、マンデラ・ルールズを独立した「国際法の現れつつあるコンセンサス」として、実際に国内判例で直接適用する例も散見される。さらに学説では、「拷問その他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰」への明示的な言及から、マンデラ・ルールズは特に自由権規約7条の解釈指針であるとする見解がある。

マンデラ・ルールズ規則22(1)では、「各被拘禁者には、当局から、通常の食事時間に、健康・体力を保ちうる栄養価を持ち、衛生的な品質で、かつ、上手に調理、配膳された食事が与えられなければならない。」と規定されている。

先述のとおり、マンデラ・ルールズは自由権規約7条を解釈する際の文脈とともに考慮されるため、「衛生的な品質で、かつ、上手に調理、配膳された食事」の基準を満たさない食事を与え続ける場合には、マンデラ・ルールズ規則22(1)に反し、かつ、「拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い」を行ったものとして、自由権規約7条に反するものと認められる。

先述のとおり、軟菜食は、メニューが極めて限られており、主食が粥食であり、また豚肉を食することもできず、揚げ物や炒め物等も食べられず、汁物も薄められるため、通常食を食べることができる原告にとっては、「衛生的な品質で、かつ、上手に調理、配膳された食事」とは到底いえない。逆流性食道炎を患っていない被収容者に対しては軟菜食が提供されていないことを踏まえると、軟菜食が、「衛生的な品質で、かつ、上手に調理、配膳された食事」とは到底いえないことは明らかである。

よって、通常食を食べることができ、また軟菜食を当初から拒否している原告に対し、軟菜食を強制する行為は、拷問に当たり、憲法36条に反する。

また、先述のとおり、大阪拘置所職員は原告に対し令和4年8月8日より約

1 か月間食事を支給しなかったが、このことも拷問に該当し、憲法36条に反する。

仮に、軟菜食を強制し続けたことや、食事の不支給が拷問に該当しないとしても、少なくとも「残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い」に該当し、自由権規約7条に反するから、憲法98条2項に反する。

2 憲法25条違反

食事は各人の生活に直結するものであるから、「健康・体力を保ちうる栄養価を持ち、衛生的な品質で、かつ、上手に調理、配膳された食事」を与えることは、被拘禁者の「健康で文化的な最低限度の生活」の中核を構成するものである。

そのため、軟菜食が不要である原告に対して軟菜食を強制し続けることは、原告の生存権を脅かすものであり、憲法25条にも反する。

第4 原告に対し外部診療を受けさせないことは違法であること

刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとされている（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）56条）。

そして、刑事施設の長は、被収容者が疾病にかかっているとき、必要に応じ被収容者を刑事施設の外の病院又は診療所に通院させ、やむを得ないときは被収容者を刑事施設の外の病院又は診療所に入院させることができるとされている（法62条3項）。

マンデラ・ルールズ規則24第1項は、「被拘禁者に対するヘルスケアの提供は、国家の責任である。被拘禁者は地域社会において利用可能なものと同水準のヘルスケアを享受し、かつ、その法的地位に基づく差別を受けることな

く、必要とするヘルスケア・サービスに無料でアクセスできなければならない」としている。また、同規則第2項は「ヘルスケア・サービスは、一般保健行政との緊密な連携の下に、かつ、HIV、結核その他の感染症や薬物依存症に対するものを含め、治療およびケアの継続性を確保する方法により、組織されなければならない」としている。

先述のとおり、マンデラ・ルールズは解釈指針となるものであるので、法56条や法62条3項の解釈適用によっても参照されるべきである。

原告は大阪拘置所で勾留されるまでは通常の食事を食べることができていたのだから、大阪拘置所において通常の食事が可能であることは大阪拘置所外の医師に聴取すれば済むことであった。あるいは、普通食を給与し、症状の経過を観察しながら、必要な処置の内容を検討することも容易に可能であった。

また、逆流性食道炎は内視鏡検査が必要であるが、大阪拘置所の医師はそもそもこれを行っていない。加えて、原告は内視鏡を体内に入れられた場合に、激しく口を動かすなど強く反射を起こしてしまう体質であるため、鎮静剤を用いて内視鏡検査を行う必要があった（甲4号証）。このような鎮静剤を用いた内視鏡検査等、大阪拘置所内ではできない医療措置が原告には必要であるが、このような検査は「社会一般の保健衛生及び医療の水準」で当然に求められる措置である。そのため、このような検査が大阪拘置所内で行えない場合には、外部の病院で鎮静剤を用いた内視鏡検査を行わせることが「社会一般の保健衛生及び医療の水準」で当然に求められ（最判令和3年6月15日 民集75巻7号3064頁参照）、またマンデラ・ルールズ規則24第1項及び第2項で求められることといえる。

そのため、原告に対し外部診療を受けさせないことは、法56条及び法62条3項に反し違法である。

第5 被告には、故意が認められ、仮に故意が認められない場合にも、重過失が認

められること

先述のとおり、原告は大阪拘置所職員に対し、収容当初から、繰り返し軟菜食を拒否し、通常食を求めた。そのような原告の意思を知らずながら軟菜食を強制し続ける行為は、原告を意図的に痛めつけようというものであり、故意が認められる。

また、食事の不支給についても、原告に対し意図的に危害を加えるものであり、故意が認められる。

外部診療を受けさせなかったことも、原告に対し意図的に危害を加えるものであるといえ、故意が認められる。

以上の点について、仮に故意が認められなかったとしても、その注意義務違反の程度は甚だしく、重過失が認められる。

第6 損害

原告は、軟菜食を拒否し続けたにもかかわらず、2年以上軟菜食を強制され続け、その結果食欲が減退し、体重が10キログラム以上低下し、また歩行困難となった。

また、原告は、軟菜食が強制され続けている間、妻が差し入れたパンや惣菜や野菜ジュースや、自弁で購入したパンや惣菜や野菜ジュースで生活しなければならず、夫婦ともに経済的・精神的負担を強いられた。

さらに原告は、社会生活上受けられるはずの医療を受けることができず、そのことにより、精神的苦痛が生じている。

以上の身体的苦痛及び精神的苦痛は、今なお継続して原告を苦しめており、原告は衰弱し続けている。

このような原告の身体的損害や、精神的損害は、金額に換算した場合1000万円を下らない。

第7 結論

よって、原告は、被告に対し、国家賠償請求として、金1000万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による金員の支払いを求める。

以上

証拠方法

証拠説明書記載のとおり

附属書類

訴状副本	1通
甲号証写し	各2通
証拠説明書	2通
訴訟委任状	1通

当事者目録

〒

原 告 X

〒600-8234 京都市下京区油小路通塩小路下る南不動堂町3-2
大道ビル6階B（送達場所）
電話番号・FAX 075-708-5983
原告訴訟代理人弁護士 津 金 貴 康

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

被 告 国

上記代表者法務大臣 小 泉 龍 司